

## 「著作権法早分かり」

### 1. 概論

第三者が創作したものを利用しようとするとき著作権との関係を絶えず考えないとはいけません。というのは、創作されたものは著作権法でいう著作物にあたることが多いのです。著作物とは「思想または感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術または音楽の範囲に属するもの」のことで、著作物には種類があり、言語の著作物、音楽の著作物、美術の著作物、建築の著作物、図形の著作物、映画の著作物、写真の著作物、プログラムの著作物などに分類されます。また、他の著作物に依拠しつつ創作された派生的な著作物(二次的著作物)も著作物の一種です。こういった著作物には必ずそれを創作した者すなわち著作者がいます。著作者が誰であるかは個々の著作物毎に検討しなければなりません。そして、著作者には著作物を利用する権利である著作権と著作者の人格価値の保護を目的とする著作者人格権が与えられています。

このうち著作権についてみると、それは著作物を利用する権利ですが、具体的にどういう利用をなす権利であるかは著作物の種類に応じて法によって定められています。具体的には複製権、上演権および演奏権、放送権、公衆送信権、翻案権等です。また著作者人格権の内容としては公表権、氏名表示権、同一性保持権が挙げられます。

### 2. 著作権の例外

このように、著作者は著作権を有し、著作物の利用は著作者のみがなすということになりますので、第三者が創作した物を利用すれば著作権侵害となるのが原則といえます。しかし著作権侵害にならない場合もあります。

まず、創作性が乏しいものは、そもそも著作物ではないので著作権侵害にもなりません。

また、非常に例外的場合ですが、法令や判決は著作物であっても著作権は発生しませんので著作権侵害ということはありません。

さらに、著作物であっても日本で保護されていないものについては日本における著作権侵害の問題は生じません。日本国民が作成した著作物、日本国内で最初に発行された著作物は当然に日本で保護されますが、それ以外の外国人の

著作物についても、条約（ベルヌ条約、万国著作権条約）によってほとんどの場合、日本で保護されることとなります。

次に、著作権は原則として著作者の死後50年で消滅しますので、それ以降は著作権侵害とはなりません。

また、著作権が存続していても、著作物の利用の形態が著作権の内容に含まれない場合は著作権侵害とはなりません。

さらに、著作権が存続し、利用の形態が著作権の内容に含まれる場合でも、著作権法が、著作物を自由に利用できる場合として特に定めている場合は著作権侵害とはなりません。具体的には私的使用のための複製、引用、教育機関における複製、公開の美術の著作物などの利用等です。

このうち「私的使用のための複製」について説明しますと、「私的使用」といえるケースとしては2つあり、1つは個人的に使用するケース、もう1つは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するケースです。

また、「引用」についてですが、自分の著作物の中に、引用の目的上正当な範囲内で、他人の著作物を引用して利用することは許されます。「引用」として許されるためにはさらに、引用される部分が「従」で自分の著作物が「主」であるという内容的な「主従関係」がなければならず、またかぎ括弧を付けるなどして引用部分を明示し、かつ著作者名、題名などを明らかにするなど出所の明示をしなければなりません。

### 3. 処理手順

著作権が存続し、著作物を自由に利用できる場合にも該当しない場合は、著作権者の同意を得る必要があります。この場合は誰が著作者なのか、著作者以外に交渉窓口はないのかを調べる必要があります。以上が著作権に対する対応について考える際の大まかな流れです。そこで、問題場面に直面したら、問題となっている著作物の種類が何かを意識しながら前に述べた流れに沿って検討していくのがいいと思います。と同時に著作物の利用が許される場合であっても著作者には著作者人格権がありますから無断で著作物の内容を変更していかなど著作者人格権に反しないか、さらに著作物そのものについての権利ではないがそれに密接に関連した著作隣接権や肖像権の侵害にあたらぬかについての検討が必要な場合があることに注意すべきでしょう。以下個別ケースについて検討していきますが、その前に「私的使用のための複製」「引用」につい

て説明しておきます。

#### 4 . 具体的ケースの検討

そこで次に第三者の著作物をHPで紹介するという場合について検討していきます。第三者の著作物をHPに掲載する行為は、著作権者の有する複製権と公衆送信権を侵害することになります。ですから「私的使用のための複製」だから許されるのではないかという論法は全く通用しません。「引用」にあたるとして許される場合も少ないといっているでしょう。その意味で、第三者の著作物をHPで紹介するのは著作権侵害となることが多く、その都度著作権者の同意を得るか、著作権者が事前に同意している素材を使うべきでしょう。

たとえば「HPに漫画やアニメのキャラクターを描き込む」というケースでは、漫画やアニメのキャラクターは「美術の著作物」に該当します。HPに漫画やアニメのキャラクターを描き込む行為は著作権者の複製権、公衆送信権を侵害します。そこであらかじめ著作権者の同意をとっておくべきです。

「新聞記事をそのままHPに使う」といった場合も同じことがいえます。新聞記事は、短い死亡記事のような場合を除いて「言語の著作物」に当たります。そして新聞記事の著作権は原則として新聞社にあります（この点は職務著作の問題として後で詳しく説明します。ちなみに、記事を書いた人の名前が掲載されている新聞記事の著作権は記事を書いた人にあります）。従って、新聞記事をそのままHPに掲載するにあたっては、あらかじめ新聞社に断って同意をとるべきです。ただ、記事の利用の仕方次第では「引用」にあたる場合もあるでしょう。その場合は引用として許されるための条件として前に述べたものを満たすよう十分配慮しなければなりません。

このようにHPに第三者の著作物を載せる場合は著作権侵害となることが多いのですが、つねに著作権侵害となるわけではありません。

まず「著作物」といえるためには創作性が必要とされますので、単純な表やグラフなどは著作物とはいえず、それをHPに掲載しても著作権侵害とはなりません。「HPに参考にした資料として表やグラフをコピーして使う」というケースは著作権侵害とならないのです（但し、表やグラフのすべてが著作物でないというわけではありません。創作性のあるものは著作物となり「引用」などとして利用が認められる場合以外は著作権者の同意が必要です）。その他、著作物とならない例として運転免許証の写真のように実用目的の写真などが挙げら

れます。但し写真であっても創作性があれば著作物になるのでそう単純ではありません。また後述するように肖像権の問題もあります。

また、著作権が著作者の死後50年を経過したことにより消滅した場合も著作権侵害とはなりません。著作権がいつ消滅するかについては後で詳しく述べます。「美術書などに載っている名画をコピーしてHPなどに使う」というような場合、名画については著作者である画家に著作権があり勝手に利用できないところですが、画家が死亡してから50年経過している場合には、著作権が消滅しますからHPに掲載しても著作権侵害とはなりません。同じことは詩や俳句などについてもいえます。なお、著作者の死後50年を経過していない場合であっても、「引用」として許される場合は考えられます。特に詩や俳句の批評を目的として引用する場合などは前に掲げた要件を満たせば「引用」として許されます。いずれにせよ著作者の死後50年経過していることが明らかであれば問題なく著作権侵害とならないのですが、はっきりしない場合は管理団体(社団法人日本文芸著作権保護同盟、社団法人日本美術家連盟)にきいてみるというでしょう。

著作権がまだ消滅していない場合でも著作権侵害とならない例外的場合があります。この点前にも述べましたが著作権法はいくつかの例外を定めています。特に屋外設置の著作物については大きな例外を定めています。すなわち、美術の著作物であって、その原作品が屋外の場所に恒常的に設置されているものや建築の著作物は原則として自由に利用できるのです。ですから「公園の彫刻や有名な建築物を自分で撮影してHPなどに使う」というような場合、公園の彫刻はまさに原作品が屋外の場所に恒常的に設置されている美術の著作物ですから、著作権が消滅していなくても著作権侵害とはなりません。しかしこれはあくまで屋外設置の著作物に限るわけですから、たとえば「美術館に行って撮影した美術品の写真をHPなどに使う」といった場合には、美術館内の美術品は屋外設置とはいえませんが、著作権が消滅していない以上、著作者または相続人の同意が必要となります。

「引用」や「屋外設置の著作物」といった例外にあたらぬケースで第三者の著作物をHPに掲載する場合は著作権者の同意が必要となります。HPに掲載する以上、その背景に使うだけの場合であっても同じです。たとえば「名画やキャラクターやビデオの1シーンなどをHPの背景に使う」ということも著

著作権者の複製権、公衆送信権を侵害する以上、著作権者の同意が必要です。この点「名画やキャラクターやビデオの1シーンをパソコンの壁紙に使う」場合とは区別しなければなりません。パソコンの壁紙に使う場合は、公衆送信の問題はおこらず、もっぱら著作権者の複製権との関係が問題となります。そして前に述べましたように「私的使用のための複製」の場合には複製が許されますが、「私的使用」といえるケースとしては2つあり、1つは個人的に使用するケース、もう1つは家庭内その他これに準ずる限られた範囲内で使用するケースでした。パソコンの壁紙に使用する場合はまさに個人的に使用するケースとして「私的使用のための複製」にあたるでしょう。

また、著作権者の同意ははっきりとっておくべきです。他人のHPから写真などをダウンロードすることは著作権者の同意がない場合には著作権侵害となります。自由にダウンロードすることを認めているかを十分確認のうえダウンロードする必要があります。

また著作物によっては著作権者以外に権利者がいてその同意を得る必要があるものもあります。たとえば「CDからHPのBGMを取り込む」というケースを考えてみましょう。CDに録音された楽曲は「音楽の著作物」であり、作曲家は著作者として著作権を有しています。従ってCDからHPのBGMを取り込むにあたっては、作曲家の同意が必要です。しかしそれだけでは足りません。CDに楽曲を固定するために楽曲を演奏する人（実演家）や演奏された音を原盤に固定する人（レコード製作者）の同意も必要です。これら著作隣接権者は録音権、複製権を有しているからです。このように関係者が多数に及びますので同意を得るのも大変ですが、社団法人日本音楽著作権協会（JASRAC）が音楽関係の著作権の管理を行っていますので問い合わせてみるのがいいでしょう。また、実演家については「社団法人日本芸能実演家団体協議会」、レコード製作者については「社団法人日本レコード協会」に問い合わせるのがいいでしょう。なお、CDからHPのBGMを取り込む行為が「私的使用のための複製」といえるかという問題もあります。しかし、繰り返し述べましたようにHPの公開性からみて私的使用というのは無理です。

また、著作物ではないことから著作権侵害の問題は生じませんが肖像権の問題が生じる場合があります。およそ人はみだりにその肖像を他人の目にさらされない権利すなわち肖像権を有しています。これはみだりに肖像が他人の目に

さらされるということになると精神的苦痛をうけるからです。ただどの程度肖像権が認められるかはその人のうけるであろう精神的苦痛などを考慮して決められることとなります。たとえば「街角で撮影した知らない人の写っている写真をHPなどに使う」とような場合はどうでしょうか。写真そのものは自分でとったわけですから著作権侵害の問題は生じません。顔が正面からはっきり映っていて人物の特定が可能な場合は、公開されることにより精神的苦痛を与える可能性が大きいので肖像権侵害となります。そのような写真の部分を除く努力をすべきでしょう。また「友達の顔写真をそのまま使う」という場合は、友達といえども肖像権を有し、しかも顔写真ですから公開する場合には友達の同意が必要です。

#### 5．特殊な著作形態1 - 共同著作

2人以上の者が共同して創作した著作物で、各人の著作した部分を分離して利用することができないものを共同著作物とといいます。共同著作物については、各著作者の権利は他の著作者との関係でかなり制約をうけます。まず、著作者人格権を行使するにあたっては著作者全員の合意が必要となります。具体的には、共同著作物を公表するか否か、公表するとすればその方法をいかにするか、共同著作物上にいかなる著作者名を表示するか、出版社などによる共同著作物の内容の変更はどこまで応じるかを決めるについては、著作者全員の合意が必要となります。但し、共同著作物の著作者は信義に反して合意を拒むことはできません。次に、共同著作物にあっては、その著作権は共同著作者の共有に属し、共有者は、他の共有者全員の同意がなければ、自己の共有持分を譲渡したり質権設定したりできません。また、共有者全員の合意がなければ利用許諾などの共有著作権の行使はできません。但し、各共有者は、正当な理由がない限りこれらの合意を拒むことはできません。

#### 6．特殊な著作形態2 - 職務著作

著作者というのは創造行為をする主体ですから通常は自然人ですが、法人の職務として著作した場合には一定の要件のもとに法人その他の使用者(法人等)が著作者となるものとされています。その要件とは、著作物が法人等の発意に基づいて作成されること 法人等の業務に従事する者がその職務上作成するものであること 法人等の名義で公表するものであること 勤務規則等に別段の定めがないことです。

## 7. 著作権が侵害されたときの対応策

著作権を侵害した者に対しては、民事上の請求と刑事上の請求が可能です。民事上の請求としては、侵害行為の差止請求、損害賠償請求、不当利得の返還請求、謝罪広告などの名誉回復などの措置の要求があり、相手が応じない場合には最終的には裁判所に訴えることができます。刑事上の請求としては著作権侵害を理由に告訴することができます。なお、著作者人格権が侵害された場合、すなわち、無断で著作物の内容や題号を改変されたり、匿名を希望しているのに著作物に本名をつけて発行されたりした場合にも同様の請求ができます。

## 8. 著作権の消滅

著作権は著作者の死後50年を経過することにより消滅するのが原則です。しかしこれには例外があります。すなわち無名・変名（但し周知でない場合）の著作物の場合は公表後50年で消滅します。公表後50年たたなくても、死後50年経過したことが明らかになればその時に消滅します。裏を返せば、実名の著作物は死後50年で消滅します。また変名であっても誰もが知っているペンネーム（たとえば手塚治虫など）のような周知の変名の著作物についても死後50年で消滅します。団体名義の著作物も公表後50年で消滅します。但し、創作後50年以内に公表されなかったときは創作後50年で消滅します。映画の著作物も公表後50年で消滅しますが、創作後50年以内に公表されなかったときは創作後50年で消滅します。ちなみに期間の計算は翌年の1月1日から行います。たとえば1981年2月5日に死亡した場合は翌年の1982年1月1日から計算します（2031年12月31日までということになります）。なお、これらの保護期間中であっても著作権者の相続人がいない場合には著作権は消滅します。なお第二次世界大戦の連合国だった国の国民の著作物については特例が設けられ、約10年間存続期間が延長されています。